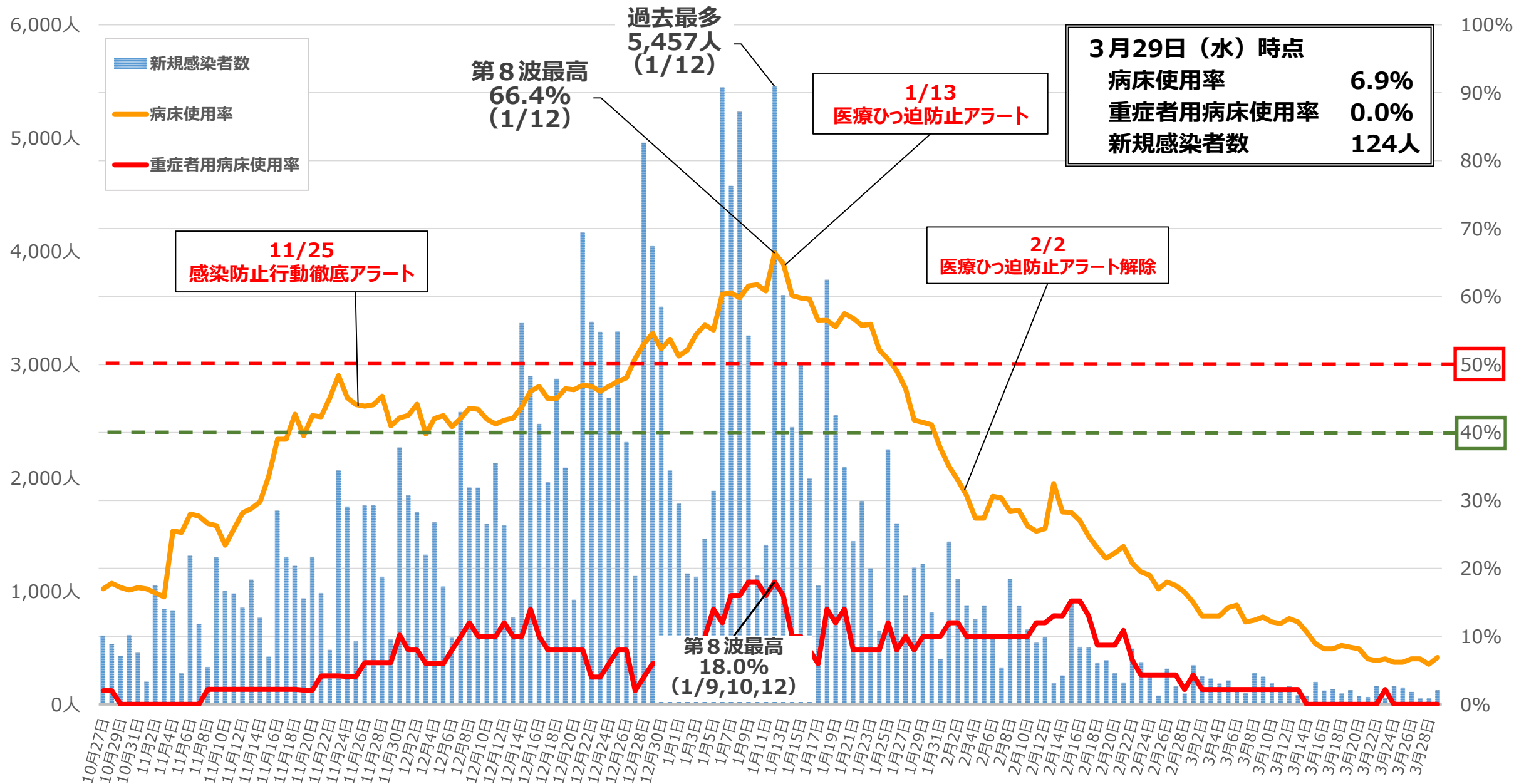


# 三重県 新型コロナウイルス感染症 感染状況



# 感染症法上の位置づけの変更について

5月8日から

新型コロナウイルス感染症の  
感染症法上の位置づけが**5類感染症**に変更（予定）

## 位置付けの変更に伴う県の対応方針(案)

感染症対策協議会での  
意見聴取を経て決定  
(4月中旬)

外来体制

- ▶ **診療を受けられる医療機関、  
入院できる医療機関**を増やすよう働きかけ  
※コロナ治療薬や入院費の一部について、一定期間、公費支援を継続

入院体制

検査

- ▶ 一般無料検査事業等は5月7日で終了  
※高齢者施設等の従事者の定期的な検査は継続

宿泊療養

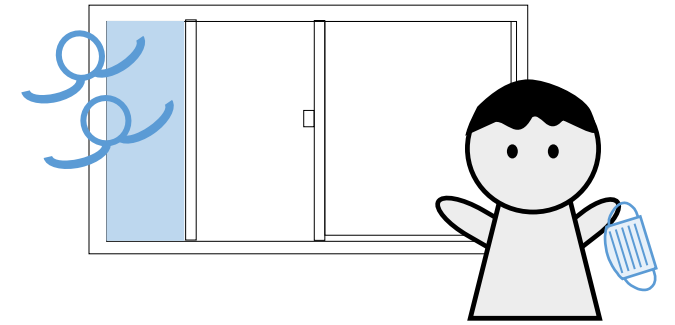
- ▶ 5月7日までで運用を終了  
※医療ひっ迫時には、高齢者等の療養のための施設の設置を検討

相談体制

- ▶ 受診・相談センター等の**相談窓口は当面維持**

引き続き基本的な感染防止対策をお願いします

・換気・手指消毒の徹底



・マスクの着脱は、  
状況に応じて各自で判断して適切に

特に高齢者や重症化リスクの高い方は

・ワクチン接種機会の活用を

